# 第376回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

<日 時> 令和2年9月2日(水)午前10時30分から午前12時00分まで

**<場 所>** ホテルセントパレス倉吉 チェルシー (2階)

**<出席者>** 委 員:渡部会長、浜尾委員、井本委員、板倉委員、児玉委員、武良委員、

山根委員、寺田委員、景山委員、

水產課:國米水產振興局長、永島水產技師

境港水産事務所:尾田係長

栽培漁業センター: 西村研究員

事務局:平野事務局長、岸本次長、松田係長、吉田書記

#### <傍聴者> なし

#### く議 事>

- (1) 知事許可漁業の許可の基準について (諮問)
- (2) あわび・なまこ漁業の新設について(報告)
- (3)「漁業の許可又は起業の許可等に関する取扱方針」の一部改正原案について(報告)
- (4) キジハタの漁獲サイズ規制の委員会指示について(報告)
- (5) 資源管理方針の策定について(報告)

## 1 開 会

### 2 挨 拶

〔渡部会長〕どうもおはようございます。

[一同] おはようございます。

[渡部会長] 暑い中でございます。皆さん、本当にお忙しい中、今回もお集まりいただきました。 ありがとうございます。こんな社会でございまして、今回もこのようなソーシャルディスタ ンスでお願いしたいと思います。なかなかリモートというわけにはいかないようでございま すので、しばらくはこの形でお願いしたいと思います。

早いものでございまして、もう9月になりまして、底びきも出たそうでございますし、べにかごも始まりました。早いものでございます。それで、そうしているうちに、12月1日ももうすぐやってまいります。漁業法の施行がいよいよ近づいてまいりました。本日の議題は、その関連が中心になると思いますので、よろしくお願いします。

暑い中でございますので、議事進行をより一層励んでまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは、始めます。

### 3 議事録署名委員指名

〔渡部会長〕【寺田委員と山根委員を指名した。】

### 4 議事

### <u>(1)知事許可漁業の許可の基準について(諮問)</u>

[渡部会長] それでは、早速議事に入らせていただきます。諮問事項でございますね。知事許可 漁業の許可の基準について、諮問文をお願いします。

[國米水産振興局長] 【資料1の諮問文を読み上げた。】

〔渡部会長〕では、説明をよろしくお願いします。

[永島水産技師]【資料1に沿って説明した。】

[平野事務局長]【補足説明した】

[渡部会長] はい。ありがとうございました。そうすると、皆さんのほうで御質問等ありました ら、どうぞ。

[井本委員] この漁業法の改正の中で、大きくは、新しい資源管理システムの構築とこのグループ化の運用、優先順位をつけた場合っていうことが、大きくいろんなところで取り沙汰されておりますけれども、大ざっぱに言うと、国の管理がより一層進んでいるっていう感じを、非常に受けておりまして、あとはその知事許可のまた裁量の部分がどうなるのかなというようなことでした。その新規漁業者の申請に当たっては、規制改革会議の中でも、有効性とか、そういう部分が言われているんですけれども、たしか、国のはもう実際にそういったガイドラインみたいなものが示されていたかと思うんですけれども、この確認事項っていうところは、それに沿ってというようなことでは、ないみたいで、すみません、私も、ちょっとそちらのチェックシートみたいなのがあったと思うんですが、あんまり深く見てないので。

[平野事務局長] 今回、定めていく優先順位表につきましては、国の助言、そういうことに基づいているものではないです。ただ、考え方としては、新規漁業者という、例えば、沿岸漁業の担い手として新たに入ってくる人、別に、若くなくても、年取っていてもいいんですけれども、漁協なりの研修を経て、組合員として新たにやろうという人については、そこは積極的に入れていきたいというふうに考えていますので、そこのところも、今回の優先順位では、これまでの実績はなくても、現に許可を受けていなくても、研修などでやった人については、優先順位を高く置こうと考えているところです。

〔井本委員〕分かりました。ありがとうございます。

[渡部会長] よろしいですか。

〔井本委員〕はい。

〔渡部会長〕その他ございますか。どうぞ、児玉さん。

[児玉委員]優先順位の3番と6番の違いということなんですけれども、あんまりちょっと明確

でないんですけども、そのやむを得ない理由というと、どういうのが例えば考えられるんですか。

[平野事務局長] はい。やむを得ない理由としての休業については、基本的には体調が悪く病気だったり、そういうのが一番最初に来るんだろうと思いますし、必ずしも病気じゃなくても、本当にやむを得ない家庭的な事情というふうなことで、手続として漁獲成績が無くても、できませんという休業届けを出してもらったら、そういう人は、優先順位は下げません。

それで、6番のところついては、許可は受けているけれども、そういった届出もなく、全く実績もなく、その漁業をやっていないと。今現在、全く漁業をやっていなくても、多くの許可を持っている方がいらっしゃると思うんですけれども、趣味のようにたくさんの許可を持っている方もいらっしゃるんですが、そういった許可を持っている人というのは、今度から駄目ですよと、要るときに必要な許可を取ってくださいというふうに変えていきたいと思っています。

- [児玉委員] 例えば、許可をいろいろ取ってて、今年は芳しくなかったから、結果としてやらなかったとかいうことは出てくると思うんですよ、その年だけでやる場合ね。そういうのはオーケーだとかあるんですか。その辺どうですか。
- [渡部会長] 今の質問は、例えば、刺網とけたを持っとって、今年は刺網がよかったけえ、けた はちょっとやめたけどって。
- [児玉委員] けたのほうが芳しくないから、たまたましなかったとか。
- [渡部会長] そのときは、本当にやめるかっちゅうことですよね。
- 〔児玉委員〕そういうこともあると思うんですけども、そういうのもそうですよね。
- 〔渡部会長〕ああ、なるほど。どうですか。
- [平野事務局長] はい。許可の期間が、今後は3年から5年に変わるわけですよね、基本的なのが。
- [児玉委員] 1年のものもありますけどね、中には。
- [平野事務局長] そうですね、1年のものもありますけれども、基本的に許可が5年で考えると、仮に1年、2年やらなくても、5年あれば、基本的にそういうことはないだろうなというふうに思いますし、1年ということで限定されている許可というものは、潜水であったり、定置であったり、県外のいか釣りであったりというふうな漁業があるんですけれども、そういった漁業については、仮にその年に実績がなくても、ここにも書いていますけれども、過去の実績も考慮して考えると、今現在やっている人の優先順位が下がって、ほかの人が入るということは、まず考えられないかなと思います。
- [児玉委員] 正直なところで、現在しとるのは配慮したいのはあると思うんだけど、そういうのが本当に配慮できるかなと。だんだんだんだん、ピークのそこがあると、水揚げしたりするんだと。
- [景山委員] 大事なことだけど、組合員になってからっていうのはね、今度漁船登録はね、個人でも、組合に入っとらんでもできるわな。問題は許可だわな。許可をね、組合員じゃない人が持っちょるわな。それをね、これからな、ある程度組合を通じて、許可申請に当たって、

同意するとか、今までどおりするだか、これは。大事なことだけん。

- [岸本次長] 組合長が言われるのは、中海の方々のことですか。
- [景山委員] 中海だってどこだろうと、そういうのは限定せずに、そういうの、人があるだけん な。これからはそのように、どうするかっていう問題だな。今回は組合を通じてということ で、こないだ、今さっき説明があっただな。
- [岸本次長] そういった員外者の方については、組合に入っていただくように、今までもずっと 指導のほうはさせていただいていると思いますので、今度、きちんと県のほうとも、どうや ってやれば組合に加入していただけるかってことを考えていこうと。
- [景山委員]漁船登録は組合に入らんでもできるだけどな。許可っていうことになると、やっぱり競合性もあるし、今度は考えとかないけんよ。今までどおりっていうわけにならんように。 組合員でない人に許可は何ぼ出いちょるかも調べといて。
- [岸本次長]分かりました。そこの数についてはきちんと把握をできておりますので、次の機会にきちんと報告させていただきます。
- [渡部会長] よろしいですか。その他、ございますかね。
- [板倉委員] はい。ちょっとこの許可の申請の締切りというんですかな、その順位を決めるのに、 締め切って、それまでの申請の順位を決めるとか、そういう、やっぱり基準っていうだか、 締切り日っていうのはあるんですかね。
- [平野事務局長] 定数を公示する際に、申請手続期間ということについても、併せて公示を行って、その期間に受け付けたものだけを、審査の対象にするというふうに受け付けすることになっております。
- 〔渡部会長〕よろしいですか。
- [児玉委員] はい、結構です。
- [渡部会長] ちょっと分かりにくいとこが1つあってね、例えば5ページのところで、漁業種類は、基本的には定数ですよね、全て。

〔岸本次長〕はい。

- [渡部会長] それで、例えば、現行許可数のところで、まず公示をするんですかな、まず何ぼ許可をするということで、いつ公示するんですかね。例えば、実績が多いだ、少ないだっちゅうの、どの時点で来るんかなあというのがよく分からん、手続上の話が。普通は公示して、例えば、刺網100ですよとかって公示して、それで申請受けて、あとは10人足らんかったとか、10人多いかなとか。このイメージでいくと、なかなかそこの次のそのステップが分かりにくいだろうっていう。
- [景山委員] それは組合でっていう具合です。
- 〔渡部会長〕組合で。
- [景山委員] うん。そげえに漁師する者おらせんけえ。定数が足らんけえ、許可の、漁師がおらんに、今。
- 〔渡部会長〕基本的には、許可するっていうことだけども、漁業者の。その辺の仕組みとかよく 分からんだがね。要は、組合の意見をまず聴いて、何隻ぐらいか、許可欲しい人を募って。

[岸本次長] 組合のほうから、実際どのくらいの許可数が必要かっていうのを、きちんと把握した上で、委員会のほうに、この漁業種類については定数幾らというのを。

〔渡部会長〕100出しますよね。

〔岸本次長〕はい、諮らせていただいて、それで公示する。

[渡部会長] それで公示する。

〔岸本次長〕はい。

〔渡部会長〕それで、そのときに多かったら、さっきの優先順位が出てくると。

[岸本次長] そういうことです。

[渡部会長] ああ、そういうことですか、ああ、分かりました。

[岸本次長]ですから、各組合に現状の把握させていただいて、その数で公示しますので、基本 的にはその数でします。

〔渡部会長〕ああ、分かりました。

[岸本次長] 手続は、そこをしっかりとさせていただきたいと思います。

[渡部会長] はい。その他ございますか。では、これで意見なしということで、優先順位については回答させていただきます。

# (2) あわび・なまこ漁業の新設について (報告)

[渡部会長] それでは、次に参ります。2番目でございます。報告事項、あわび・なまこ漁業の新設について説明をお願いします。

[永島水産技師]【資料2に沿って説明。】

[平野事務局長] 今、冒頭がちょっと抜けてましたけどれも、あわび・なまこ漁業の新設につきましては、現段階で考えていることを今回御報告させていただきまして、今日頂く意見を基に、次回の委員会で諮問をさせていただきたいと考えております。今日、ここに、これを出すまでに、鳥取港内のことにつきましては賀露で、境港地区については境港支所で、それから御来屋で意見をよく聴いた上で、それぞれ対象としてほしいという人について、その人たちを含めるという、そういう形での新たな漁業の新設を考えておるというところでございます。

[渡部会長] はい。ありがとうございました。委員の皆さんから、御意見をお願いします。これは、12月1日までに許可するということだな。

[景山委員] そう思うで。課長ね、漁業権のないところに許可証を出すだなあ。そこのところをよう、またほかの人にも相談してやらにゃあ。相談してみちょうな、港湾管理者やなんかに。

[松田係長] 空港港湾課のほうには話はしておりますし、先日、鳥取港のほうなんですけど。

〔景山委員〕境港は管理組合が管理しちょるだけんな。

〔松田係長〕境港管理組合は、すみません、まだ行けてなくてですね。

[景山委員] 管理は、管理組合が管理しとるだけん。

[松田係長] はい、十分、その辺りの調整も踏まえた上で、進めさせていただきたいとは思って おります。 〔渡部会長〕至急やりましょう。

[松田係長] はい。承知いたしました。

〔山根委員〕すみませんけど。

〔渡部会長〕はい、どうぞ。

〔山根委員〕このナマコとアワビの許可は素潜りだけですか。磯見などは関係ないですか。

[渡部会長] 漁業権以外の。今の許可の話で素潜りだけですか。

[平野事務局長] 今想定している許可を出す区域については、潜水しか許可はしないです。

[山根委員] それは分かるですけどね、去年から、そのナマコの許可が要るとか、アワビの許可が要るっていうあれが出とるですけど、磯見は許可は関係ないですか。

[渡部会長]漁業権、漁業権に基づく今までどおりに獲られる方については全く関係ないですよ。

[山根委員] ああ、そうですか。

[渡部会長] 漁業権に基づいて獲りに行くのについては、今までどおりできると。

〔山根委員〕なら、許可要らんな。

[渡部会長] 以外のところについて、許可せんと密漁になると。

〔山根委員〕はい、分かりました。

[渡部会長] これは、次回に、多分諮問されるということですので、それまでにしっかり調整していただいて上げていただけたらというふうに思います。その他、委員の皆さんから、意見ございますか。これは、現状担保して、できるだけ獲っていただくということですので、今までどおりしてよろしいと思います。

#### (3)「漁業の許可又は起業の許可等に関する取扱方針」の一部改正原案について (報告)

[渡部会長] それでは、次に参りたいと思います。3番目の「漁業許可又は起業の許可等に関する取扱方針」これの改正原案でございます。よろしくお願いします。

[永島水産技師]【資料3に沿って説明。】

[渡部会長] はい。ありがとうございました。委員の皆さんから。

[景山委員] ちょっと聞くけどな、これからは、あんまり制限を書かずに、漁師さんにも魚獲るようにして、問題は、小型底びきの線引きだな。あれを、皆さん、小型底びきの現状を聞いてみただか。線引きの撤廃について合意をしてもいいという要望はなかったか。いつまでも線を引っ張っちょったっていけんだけん。あれを取っ払って、鳥取県の海は鳥取県の組合員が使うという大前提に立たないけんだな。

[渡部会長] 今のは、あれですか、東部海域と西部に分かれとる線をなくすべきではないかということですか。

[景山委員] なくして、鳥取県の県民の漁業が、鳥取県の海を1つで使うということをね、これから大事な後継者に向かって考えてやらないけん。いつまでも線引いちょったっていけんだけえ、そういうのをな、現場に行きて聴いてみてな、そんな意見があったら、そのような人をな、有効に使うような漁場を、考えていくべき。

[平野事務局長] はい。今、組合長が言われました小型底びき網が阿弥陀川で東西分かれている

ということについては、今回は聞き取りは行ってません。今回聞き取りを行ってるのが、漁業法の改正、あるいは、それに伴う規則改正に伴って、機械的にどうしても今回整理しないといけないというところに限定した聴き方をしてるものですから、今回は聴いてませんけれども、今、組合長が言われたとおり、鳥取県沖合と言いながら、幾つかのそういった境界線があると。特に、その小型底びき網ということで、これは県内、県の漁協合併が広く行われた際に、やはり、字句等にはなってないんですけれども、鳥取県沖合と言ったときに、やはり余計な線、無い方がいいんじゃないかという趣旨の話を、景山組合長はじめ、何人かの方が言われてたということで、よく承知しております。

どういう使い方が本当に鳥取県の漁業者にとっていいのかということについては、また改めて聴いて、しっかり意見を聴いて決めていきたいと思ってますけれども、今の小型底びき網の件については、漁期のほうが5月、6月ということで、1か月禁止期間がずれてるというふうなこともあって、簡単な調整ではないと思いますけれども、しっかりと意見を聴いてやっていきたいというふうに思います。

[渡部会長] その他ございますか。これもなかなか重たいとこもありますけども。よろしゅうございますか。

〔景山委員〕はい。

### (4) キジハタの漁獲サイズ規制の委員会指示について(報告)

[渡部会長] それでは、4番目に参ります。キジハタの漁獲サイズ規制の委員会指示ということでございますので、説明をお願いします。

[松田係長]【資料4に沿って説明。】

[渡部会長] はい。じゃあ委員の皆さんの御意見をお願いします。既に、もう漁業者で27センチというのを取り組んでおって、そのほかの遊漁者、漁業者以外の方にもこれを守ってほしいという趣旨ですかね。

〔松田係長〕そうです。

[渡部会長] 委員会指示って漁業者以外にも当然適用されるんだよな、私、ちょっと忘れたけど。 それは大丈夫。

[松田係長] はい。適用されますから。

[渡部会長] あとは周知方法をどうするかとかいうような課題が残っとるんですよね。いつを大体めどに委員会指示をしますか。春ぐらいまでに。

〔松田係長〕はい。来期、できれば来年度からということを考えています。

[渡部会長]分かりました。これについては、特に異議はございませんね。放流も順調にされとるようですので。今も標識か何かつけてるの、前はひれをカットしてしようったけども。

〔西村栽培漁業センター研究員〕今もつけてます。腹びれの片方を。

〔渡部会長〕ああ、ひれカットして。

[西村栽培漁業センター研究員]あと、昨年と今年度に限っては、背びれの前方の固い棘の部分をカットしてますので、また見かけたらお願いします。

[渡部会長]分かりました。これは、じゃあよろしいですね。次回、また委員会指示の検討があると思いますので、よろしくお願いします。

### (5) 資源管理方針の策定について(報告)

[渡部会長] それでは、最後の議題に入ります。資源管理方針の策定についてということで報告 事項でございます。

[松田係長]【資料5に沿って説明。】

〔渡部会長〕はい。ありがとうございました。皆さんから御質問があれば、どうぞ。

[井本委員]マイワシについてなんですけれども、鳥取県のほうは、現行水準ということになっていますけども、境港のまき網業界では、本当にマイワシが多く獲れてることがホットな話題になってまして、先日も水産庁と水研のほうからお越しいただいて説明会を、第1回ということで開催しまして、また今月2回目のマイワシ、マアジについての資源評価と管理水準について説明会を、山旋主催で開催する予定にしておりますので、また県からも御支援いただければなと、この場をお借りしてお願いいたします。

[渡部会長] よろしいですか。その他ございますか。これまたちょっと分かりにくいが、要は、マグロは第6管理期間だかっちゅうので、4月から3月って、たしか、先回の委員会かなんかで決めたような気がするんだけど、それをもうチャラにして、新たにつくるっていうことかな。

[松田係長] 管理期間というのはまだ存在するんですが、次の第7の管理期間からは、今までは、 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画で、別に定めるクロマグロという、いつ もその数量について調整委員会で諮問させていただいてた部分があったと思うんですけど、 あれとは別に、また資源管理方針というものを、クロマグロの、それに基づいて進めていく ような形です。

〔渡部会長〕ああ、別物なんかな。別物っちゅうか、趣旨は一緒かもしらんけど。

[松田係長] 別物です。趣旨は、はい。

[渡部会長] ああ、元の法律が違うっていうことか。

〔松田係長〕はい。そこら辺の法律関係を、今度整理したものを準備いたします。

[渡部会長] 実質的には変わらんだな、管理期間に入っとるので。

[松田係長] ぶっちゃけたことを言うと、やることは変わらんと。

〔渡部会長〕次回整理してもらわんと、どっちがどっちだかよう分からん。

〔松田係長〕はい。複雑なのは、恐らくクロマグロなので。

[渡部会長] はい。その他ございますか。よろしゅうございますか、この議題についても。

#### 5 その他

[渡部会長] それでは、用意していただいた議事は終わりましたけど、その他ございますかね。 よろしゅうございますか。

〔松田係長〕事務局からはないです。

〔渡部会長〕じゃ、よろしですか。

〔平野事務局長〕はい。

[渡部会長] 今日は重たい議論が結構あって、大変でございましたけれども、それでは、これで 終わりたいと思います。よろしいですか。

〔景山委員〕はい。

# 6 閉 会

〔渡部会長〕では、終わります。どうもありがとうございました。

# 令和2年9月2日

議長会長

署名委員

署名委員